

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
所長 金丸 憲史
〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page

- 1 該当者はいませんか?
1月より65歳以上も雇用保険の適用対象に
- 2 特集 「手当は含める?」「月給制の場合は?」
今すぐチェック! 最低賃金Q & A
- 4 TOPICS
 - 「配偶者控除が廃止されたら 働く時間を増やす」が5割弱
 - 厚生労働省が 「無期転換ポータルサイト」を開設
 - ミドルの自己投資「月1~3万円」が最多

- 6 すっきりわかる。労災保険
海外に出張・駐在中のケガは
労災が適用される?
- 7 人事労務の法律ミニ教室
退職時に制服を返却しない。
給与から制服代を引いてもいい?
- 8 正しく知ろう。労働時間
持ち帰り残業は労働時間?
- 9 労務ひとこと
年間平均給与は420万円。
前年比1.3%増

該当者はいませんか?

1月より65歳以上も雇用保険の適用対象に

雇用保険法が改正され、来年1月1日より、これまで雇用保険の適用除外であった65歳以上の人にも雇用保険が適用されるようになります。

* * * *

これまで、65歳に達する前から引き続き雇用されている人だけが65歳以降も雇用保険の被保険者となっており（図のA）、65歳以上で新たに雇用された人は雇用保険の適用除外となっていました（図のB、C）。

しかし、平成29年1月1日からは、65歳以上で新たに雇用された人も雇用保険の加入対象となります。

これにともない、これまでの「高年齢継続被保険者」という名称は、65歳以上の新規加入者を加え「高年齢被

保険者」に変わります。

手続きが必要になる人は

図のAの人については自動的に切り替わるため手続きは不要です。図のBの人については平成29年3月31日までに加入手続きが必要です。事業主や労働者の希望の有無にかかわらず、要件に該当すれば必ず加入しなけ

ればなりません。

来年1月1日以降に新たに65歳以上の人を雇い入れた場合ももちろん、加入手続きが必要です（図のC）。その場合は、入社日の翌月10日までに提出する必要があります。

なお、高年齢被保険者の保険料の徴収は、平成31年度までは免除となります。

